

不妊症等に関する支援推進条例（概要）

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成

項目	内容	補足
前文	現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、 <u>基本理念</u> 、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割	罰則規定なし
第2章 不妊治療の充実、プレコンセプションケア及び定期健診等の推進	不妊治療の充実、プレコンセプションケアの推進、定期健診等の推進等	体系的に取り組む項目として整理
第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備	相談機能の強化、不妊治療等と就労の両立等	
第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定	法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ	施策の具体化
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	令和7年7月1日から施行